

江藤新平関係文書―書翰の部(一)―

江藤新平関係文書研究会(代表 島善高)

序並びに解題

明治初期の司法卿江藤新平(一八三四―一八七四)については、その劇的な最期もあって、早くから数多くの研究書が出版され、また江藤新平関係文書のマイクロフィルム版も販売されているため、その個別研究に至っては汗牛充棟も啻ならない。

编者自身も右マイクロフィルムを度々利用させていただき、重宝しているのであるけれども、これを常時利用するにはそれなりの設備が必要であり、またマイクロフィルムはモノクロ写真であった、フィルムからでは判読不可能な箇所も多々存在する。従って、直接に原文書を閲覧したい場合には佐賀県立図書館などへ出向かなければならないのであるが、そうそう頻繁に出かけることは出来ない。そういうわけで、江藤文書を何とか活字化し、座右に置いておきたもののだと思案していたところ、佐賀県立図書館近世資料編さん室

室長の大園隆二郎氏が编者の考えに賛意を示された。大園氏曰く、「薩摩・長州・土佐ではそれぞれ先人を顕彰する立派な史料集が出版されているにもかかわらず、肥前にはそうしたものが殆どなく、寂しい思いをしていました。是非とも江藤新平文書を活字化して出版しましょう」と。そうして両者が意気投合し、取り敢えず佐賀在住の研究者に声をかけて、江藤新平文書研究会を発足させようということになった。平成十三年八月のことである。

幸い佐賀の方々も快く参加してくださり、また県立図書館の全面的な協力を得て、文書閲覧及び研究会会場利用にも便宜を図っていただくことになったので、同年八月二十六日に第一回目の研究会を発足させた。そうして三ヶ月に一度、原則として季節の変わり目の最終日曜日に佐賀県立図書館に集まって、午前十時から午後五時頃まで、ひたすら江藤新平文書の解説作業に取り組んでいる。研究会

の構成メンバーは、編者を除いて次の通りである（順不同）。

小宮陸之（佐賀県近世資料編さん委員）、岩松要輔（佐賀県文化財保護審議会委員）、生馬寛信（佐賀大学文化教育学部教授）、羽場俊秀（日本赤十字愛知短期大学教授）、山口久範（佐賀県文化課）、松田和子（同上）、大園隆二郎（佐賀県立図書館）、大坪芳男（同上）、志波深雪（同上）、辻富介（同志社大学大学院）

右研究会での解読作業は必ずしも快調というわけではないが、それでも回を重ねることにそれなりの分量を読みこなし、私の研究室所属の院生、星原大輔君によるワープロ打ち作業も進展したので、そろそろその一端を活字化し、先学諸賢のご意見を頂戴しようということになった。

ところで、マイクロフィルム版『江藤新平関係文書』（北泉社、一九八九年）は、佐賀県立図書館所蔵の江藤文書以外に、更に江藤の曾孫茂国氏宅に秘蔵されていた一三〇点の文書をも含んでいるので、当初、両者を併せて翻刻しようという意見もあったけれども、その後、佐賀県立博物館その他の機関や個人宅にも関係文書が所蔵されていることが判明したので、今回の翻刻ではとりあえず佐賀県立図書館所蔵のものに限り、順次、他機関や個人宅に所蔵されているものを調査し、最終的に再編して一書として出版することとした次第である。

さて、『佐賀県明治行政資料目録・江藤家資料目録』（佐賀県立図書館、昭和五十八年十二月）によれば、佐賀県立図書館には江藤新平の令孫江藤冬雄氏宅に残されていた五一七点と、図書館が購入した

九一二点の併せて一四二九点の資料が所蔵されており、同図書館で整理番号が付されているので、今回の翻刻に当たっても右目録の順序に従い、書翰を先に取り上げることにした。各書翰の末尾に付した、〔江〇〇〇〇〕の番号は右目録の番号である。またマイクロフィルム版の利用者を慮って、各書翰の通し番号はマイクロフィルム版の番号に従った。

翻刻に当たっては読みやすさを第一に考え、適宜、読点を施し、なくもがなの編者註も施したが、読み誤りや曲解も多々あることであらう。大方の御批正を得ることができれば幸いである（平成十五年四月九日）。

一 秋月種樹書翰

1 [明治六年] 一月二十四日

昨年在院中ニ於テハ不一方御世話ニ相成申候、洋航前御礼ニ参上可仕處、取込其儀無之、不本懐千萬、御海恕可被下候、拜

海外歸船後早速御安否可相伺筈之處、俗事蝸集、甚御無音申上、不本懐千萬存申候、獨逸ニ寓居中買求候銅板索佛戰図貳枚、乍鹿未呈左右候、海外寓中言語不通、寸驗毛無御座、空敷國財ヲ外国江投シ候儀、甚不本意故、欧洲各国游歴、遂ニ米国江渡航、太平洋ヨリ帰朝仕候、
乍序一事御尽力願申候、其事件如左

舊縣士族 坂田 潔

二 朝倉欽吾・加藤久世書翰

1 [明治四年以降] 八月十二日

(巻封) 「江藤様 金澤縣 朝倉欽吾 加藤久也」 (付箋) 「^{傳カ} 糊町七丁目」

右人物及ヒ是迄之履歴功績等委細、丹羽敦太郎江御尋被下候得者相
分り申候、何卒其御省江御採用相成候得 於私モ深感佩仕候、丹羽
氏江も私ヨリ申込置候間、早々同人江御尋問、成功相成候儀ニ候
ハ、速ニ志願相徹候様、呉々モ御尽力相願申候、拝顔之上委細可
申上与存候處、其儀不相叶故、以書中大略申上候、又後參上委細御
話可申候、早々已上

一月廿四日

秋月從四位

司法卿殿

(一枚一六cm 江013-1)

編者註

① 秋月種樹(一八三三〜一九〇四)は日向国高鍋藩の世子。明治
天皇の侍読を経て明治四年左院少議官、同八年元老院議官、同
二十七年に貴族院議員。

② 坂田潔(一八四五〜一八七七)は高鍋藩士。後に諸潔と改名。
維新後、越後府権判事、彈正台権少忠、神祇官大史を歴任。明
治四年愛宕通旭事件に座して獄に下り、後に秋月家の家令、同
九年鹿兒島県第十大区福島地長。同十年の西南の役に参加して
処刑される。

③ 丹羽敦太郎は尾張藩士丹羽淳太郎(一八四六〜一八七八)のこ
とか。

益御清穆奉恭賀候、過刻茂參堂、御參朝前御邪魔之処、御面談被下
難有奉萬謝候、其節入高覽候書附、今日御達可申上候處、彼是遅刻
ニ相成、刻限者御定も御坐候ニ付、明朝御達可申心得ニ御坐候、尚
又宜敷御取斗奉願候、以上

八月十二日

(一枚二〇cm 江013-2)

編者註

① 朝倉欽吾(一八二九〜一八七九)、諱は集義。加賀藩士。明治
二年十月に金沢藩大属。

② 加藤久也(一八四三〜一八九九)、松塙と号す。加賀藩士。世
子前田利嗣の傳を経て金沢藩大属。

三 足立忠次郎書翰

1 [慶応四年] 七月二十五日

(巻封) 「江藤新平様 足立忠次郎
寫圍右衛門様 別紙御用書入」

拜啓、一昨廿三日夕景、真崎金錢両坐へ出役候處、捕獲方少々齟齬之義有之、同夜未明迄拭目待之候得とも、終二報国隊中老人も參着無之、不得止真崎近邊へ休息、一泊罷在候、翌廿四日早天、漸報国隊中之もの参り、只今参着之趣申来候間、則當手方直二真崎へ出向候處、同隊中懸合手間取候付、機會を失ひ候而も如何と存候付、同人へ懸合、金坐中へ罷越、隊長松浦某等へ打合、捕獲方相濟候上、別紙書面之通取調向取斗申候、尤捕獲方手間取候上、諸調向も餘程手間取候二付、帰路晚着二及び、書取調候中、夜分二至り候二付、登 営も仕兼候、今朝ハ出勤仕候上、委曲之事情可申上儀二候處、別紙申上候通、今早天より解封、直二製造二取掛り候二付、今日も多分出勤仕兼可申哉も難斗、何れ今明月中、以間登 城也昇邸也いたし候上、萬状具二可申上候、只今出役差懸り前、匆々、概略迄如此御坐候、恐惶頓首

七月廿五日

尚々池田君へ前書之通取急キ中、打合も達不申、直二尊丈様へ申上候段、乍憚御序御通意可被下候様二奉希候、萬緒期拜眉候、早々、已上

(一枚一九cm 図0133)

編者註

① 足立忠次郎は『明治初期官員録・職員録集成』(柏書房、一九八一年)によれば、慶応四年七月に東京府判事附属兼応接、明治元年十二月に貨幣司知司事、次いで金銀座取締。明治二年五月に鉾山司知司事、六月以降同司の佐渡出張となつてゐる。

② 寫團石衛門(一八二二—一八七四)は佐賀藩士、諱は義勇。慶

応四年七月、東京府権判事として判事の江藤新平と一緒に民政兼会計を担当、十二月には江藤と共に会計官判事となつてゐる。

③ 真崎は現在の東京都荒川区南千住三丁目辺り。江戸本町一丁目(現在、日本橋本石町三丁目)に置かれていた金座が安政五(一八五八)年十一月に焼失し、真崎にあつた鑄錢座と合併された。

関連史料

① 足立忠次郎及び金錢座については、図928-12以下に類似の史料が数多くある。

2 (慶応四年) 七月二十五日

(巻封) 江藤 兩君 足立拝

寫 玉座下

拜具、今朝一書出役前拜呈候、只今出勤、則解印製造方ニ為取懸候、是迄一日二五千兩ツ、吹立候趣二候間、先ツ是迄二准し五千兩高二いたし置候、何れ追々多分御吹立三相成様二てハ、下鐵始等与取調候上、沢山無之てハ相成不申、右等之義ハ猶追々相伺可申候○一昨廿三日、召連人従者多キ方と之御咄ニ付、侍兩人中間兩人別ニ兼々探索ニ付、金坐方心得居候もの兩人、是ハ附属と申趣ニて召連申候、尤民政方出役之もの、趣ニ申置候、今朝も右兩人同様之留意もて出役いたさせ置候、改方箇所多ニて、一々小生見廻り方手廻り兼候間、細事ハ右兩人見廻り之方ニいたし置候、且右同勢一同一昨廿三日捕獲方少々齟齬、終夜相見不申、真崎近地へ一泊、捕獲方参

着次第、機會を失ひ不申、取調ニ取懸り申度心得にて一睡も不仕、無據徹夜拳酒杯申候、翌朝も同所にて支度いたし、兩日之酒飯料三円餘も懸り居申候、右ハ小生方不都合より生候事ニも無之、全ク捕獲方之齟齬遲滞より生し、小生手も為夫蹉跌いたし、終ニ一晝夜真崎近邊へ滯泊、費用も懸り候事ニ付、少々ながらも公務ニ付而之義ニも候間、何とか御差含、拂方とか内用金とか申趣にて御取扱相成候事ニも候哉、僅々たる事ニ而も全ク公務入用之義ニ候間、意中不包、不顧憚申上候也、御含承可然御扱之程奉希候、右城中へ一書差出候義も御坐候付、乍序御内々申上候、頓首

七月二十五日

(一枚一九 cm 江0134)

3 (慶応四年) 七月二十九日

(巻封)「江藤様 足立忠次郎

別紙入用

謹啓、然者別紙とも伺書并届書とも差上申候、伺書之方御聞濟ニ而可然哉ニも奉存候、猶拜眉可申上候、扨明日ハ所謂八朔ニ御坐候、然ルニ是ハ舊幕之風習より来り候事ながら、是迄ハ佳節ニ准、天下公行ニ心得居候故、座方之ものも一同、休日之義如何可仕哉之旨伺出候、尤御一新前ハ佳節ハ前日當日と兩日休日ニ有之候處、御一新後ハ節句之當日一日之休日と申事ニ相成候趣、是ハ尤之事と存候、右節句ニ准シ、矢張明日一日休日ニいたし可申哉、又者平日之通ニ

相心得、矢張出役吹立方いたし可申哉奉伺候、御沙汰被下度候、○諸帳面類始調向、後藤吉五郎始坐方一同、昨日黄昏迄も取調居候得とも、未だ調上りニ相成不申、少々延引之義断り申聞候、尤急速取調候様ニハ談し置候、今日中ニハ調出し可申存候、右之外色々伺度義も候得とも、先ツ差當り明八朔之義御坐候付、一价差出し申候、可然御沙汰被下度候、早々、頓首拜

七月廿九日

(一枚一九 cm 江0135)

編者註

① 後藤吉五郎は江戸時代最後の御金改役。倒幕後も新政府の下で「貨幣取調方附属」として職務に従事していた(『日本貨幣史』財政経済学会、大正十二年四月、九八頁以下参照)。

4 (慶応四年) 七月二十九日

添書

昨日當局方金五千両、百文錢五千両合老万両
静寛宮御仕向金差出候様ニとの御紙面之趣、御委承仕候、受取人罷出次第、相渡し可申候、右御受迄申上置候、已上

七月廿九日

忠次郎拜

民政局

判事

御中

編者註

(一枚一九 cm 江0136)

① 静寛宮は故徳川家茂夫人の親子内親王（一八四六—一八七七）。幼名和宮。家茂没後、薙髮して静寛院宮と称し、江戸開城の後は清水邸に住していた。

5 〔慶応四年〕七月二十九日

小子歎願書

過日來餘分二人員召連等始、内外何角失費も有之、素々貧生頗窮し申候、勿論公務ニ付而之入用有之候義ニ付、内緒金ニ而も御取扱被下候儀ハ相成申間敷哉、池田子之金満家とハ勿同一様ノ看ニ御座候、ケ様之儀、賢兄へ申上候ハ甚恐縮之至、且汗顔之次第ニハ候得とも、前後種々臨時用も生し申候、西城側出勤とも違、外間へ之勤務ハ、少し振合もかはり居候付、右之談歎願仕候義ニ御坐候、よろしく御憫察被下、賢兄御含ニて御扱之程奉希候、右歎願如此御坐候、頓首百拜

七月廿九日

忠次郎拜

（一枚一九cm 〇137）

編者註

① 池田とは慶応四年七月当時、「大総督府応接方兼帯」であつた池田庄三郎のことか。後出七「池田庄三郎書翰」参照。

6 〔慶応四年〕八月七日

（巻封）「江藤新平様 足立忠次郎」

拜啓、昨日ハ昇堂候處、嶋君宅ニおゐて御馳走、難有奉謝候、其節差上候書類、別口六万両餘之分ハ申上置候通、御一胸ニ御収置可被下候、非常入用と歎、又ハ國家之大事ニ臨時用ひ方ニ備置度心組ニ御坐候間、其思召ニ被成下度候、決而平常一通り之事ニハ用ひ不申、万々御承知置之義奉希候、常用ハ當時有高金銭共ニて十万両餘有之候内、右ニて相弁し、追々廣大ニいたし度候、昨日七千両立、今日壹万両出来申候、且昨書ニ有之一寸申上候通、金銀目も追々吹立ニ相用申度、其中大六万下金も相廻り可申候、約定旁不日ニ數百萬金製造いたし候心組ニ候、必定出来申候、右等之義始、其他何度義も品々有之、何れ兩三日中、又々參殿之節、万緒可申上候、乍憚嶋君へも御序之節可然御通聲奉希候、出役中寸楮申上度、如此御坐候、勿略、頓首不念

八月七日

（一枚一九cm 〇138）

7 〔慶応四年〕八月七日

（巻封）「江藤新平様 足立忠次郎 〔封裏〕「大楯建持参」

當用

拜啓、然ハ此大楯建と申人、小生從來懇志之ものニ御坐候処、今般別冊建白いたし度旨談ニ御坐候、至當之議論と小生ハ存し申候、右ニ付民政所之衆へ面談、篤事事情をも貫徹いたし度趣ニ付、長谷川君ことも存候得とも、國家之大體より時勢之事情洞察候衆ニ無之候

てハ、當人之誠意も貫キ不申哉と存候付、盟兄へ向ケ同人差出し申候、御面話被下、當人之篤志をも御聞取被下度奉希候、何れも國家至急之義ニ付、御採用可相成次第二候ハ、早々長谷川君其他へも御討論之段ヲ、小生方も奉御希候、右申上度、勿々如此御坐候、頓首

八月十八日

(一枚一九 cm 江01319)

編者註

① 大楯建は上野国新田郡出身の大館謙三郎(一八二四〜一八七五)。明治元年十二月の官員録に翰獄司判司事として名が見える。後に上野岩鼻県権判県事。

関連史料

① 江900111「内密演舌書取」

② 『明治建白書集成』第一卷(筑摩書房、二〇〇〇年、九六頁以下)に慶応四年七月、大楯建・宮田勉連名の「江戸入府ニ付諸政建言」がある。

8 (慶応四年) 八月二十四日

(巻封)「江藤様 足立拜」

内申

口上

過日奉願置候一条、如何之御都合ニ相成居候哉、御内慮奉伺度、彼是恐縮至極之義ニハ候得とも、

盟臺へ甘へ奉依頼候、御模様御示し被下度奉御願候、萬緒拜謁可申上候、頓首々々、恐言

八月二十四日

忠次郎拜

(一枚一九 cm 江013110)

9 (慶応四年)

(巻封)「御内見可被下候 忠次郎拜」

添書

内啓、昨夕一寸御内話も御坐候小生内用金とか何とか申もの、御渡し方偏ニ奉希候、実ニ彼是と入用も御坐候、いか程金銀中ニ埋没候とも、寸銭片金ニも汚れ不申候得とも、実地公務向ニ入用之義ハ不顧憚申上候、其邊之小生心事、御照察御尽意奉希候、當今ちと困り申候内、奉歎願候也、御憫察可被下候、書外近日昇邸之節萬情可申尽候、又、頓首

(一枚一九 cm 江013111)

四 有馬頼成書翰

1 (明治六年) 四月十二日

華墨忝拜誦、益御安清奉賀候、陳者、過日磯部始ヲ以相伺候事件、

具サニ御示被下、千萬忝奉萬謝候、同人方も申上置候山田武雄身分之義、何分ニも御擢挙之程萬々御依頼申上候、先者貴答迄、如斯御坐候也

四月十二日

司法卿殿

權大教正頼咸

編者註

(一枚二九 cm 江013-12)

① 有馬頼咸(一八二八〜一八八二)、はじめ名は慶頼。明治四年七月まで久留米藩知事。

関連史料

① 後出一四「磯部始書翰」参照。

五 飯田圭介書翰

1 九月二十五日

(巻封)「伊藤新平様 飯田圭介」

席皮下

忠五郎志願之儀御高覧之上、萬端御差含之程、伏而奉希上候、野生も昇堂兼奉願之處、風邪旁、乍恐縮奉愚書、不悪御賢慮被遊可被下候、恐々敬白

九月廿五日

(一枚一六 cm 江013-13)

六 池田訥書翰

1 十一月五日

口上之覚

益御機嫌克被遊御座奉恐悦候、過日楷下迄推參仕候處、御外出之由相伺、帰宅仕候、不日御在館之節參上、御容躰可奉伺候、此品時下御見舞申上候驗迄二献上仕候、御晒留被成下置候様、奉冀上候、

恐々頓首

十一月五日

池田訥

江藤様

侍史

(一枚一九 cm 江013-14)

編者註

① 池田訥は後出七の池田庄三郎と同一人物であろう。

2 十一月十四日

過日者蒙 御懇詞、誠以難有仕合奉存候、御鴻恩肝銘終身忘却不仕候、私身分取扱者送籍前二付、木更津縣ニ而進退可仕旨、其程奉申上置候處、別紙建白、同縣出張所江昨日指出、大藏省江進達相頼候処、願濟之上者送籍前ニ而茂東京府貫属之心得ニ而、同府江可差出旨申聞御座候二付、東京府戸籍掛江進達落手ニ相成申候二付、万一御沙汰被下置候節者、東京府江御達奉願候、右建白之寫奉供 電覽候、誠恐頓首

八 池辺藤左衛門書翰

1 (明治元年) 十一月七日

(巻封)「江藤五位殿 池辺五位」

拝呈仕候、好天氣御同慶奉存候、御不快愈御平快奉賀候、然者小生
義今日方東久世卿・宇和島議定一同、外國官ニ會し横濱江參候様三
条公被 仰付候、右ニ付帰府迄之處萬事御依頼申上置候、且又筆生
下村八郎・商法司西村勘六同伴いたし度、此段御承知置可被下候、
過日申付候商法取締等之義も未行届兼候条、是又可然御取扱可被下
候、吹田四郎兵衛・安藤行藏兩人方申上候次第も可有御座、宜御取
捨可被下様存候、右之段如此御坐候、頓首拜

十一月七日

池邊

江藤大人閣下

尚々島氏一統江可然奉頼候

(裏書、異筆)

- 一、庶務方
- 一、出納方
- 一、社寺方

編者註

① 池辺藤左衛門(二八一九〜一八九四)は柳川藩士。徴士、會計
事務局権判事、金銀座取締並為替方御用を経、慶応四年閏四月

(一枚一八 cm 013119)

に会計官判事。

② 東久世卿は当時、中納言で議定の東久世通禧(二八三三〜一九
一一)。

③ 宇和島議定は宇和島藩主の伊達宗城(二八一八〜一八九二)。

④ 三条公は当時、右大臣で議定の三条実美(二八三七〜一八九
一一)。

九 鯨井八郎書翰

1 慶応四年八月

奉歎願候

一條殿御内

鯨井八郎

辰五拾才

右者川船方取締り頭取役今般奉願度、右御場所被仰付被下置候
ハ、江戸并在々之川船御年貢上納之儀者不及申上ニ、御極印無之
川船所持仕候者多分ニ有之候ニ付、右等之処夫々江出役仕、篤与取
調仕候ハ、年分之御益不少候ニ付、何卒、川船方役所取締り役被
仰付被下置候ハ、骨折出^{マカ}情御奉公可仕候間、此段御執成被仰上
可被下候様奉願上候、以上

辰

一條殿御内

八月

鯨井八郎

(一枚一八 cm 013120)

一〇 石川又太郎書翰

1 [明治六年] 一月一日

改春之御吉慶不可有盡期御座候、先以

御惣容様益御機嫌克被遊御超歳、恐悦至極奉存候、右年始御祝詞為可奉申上、奉捧愚札如斯御座候、御序之砌宜御披露奉願上候、恐惶謹言

一日

江藤司法卿様

御参政中様

御披露

石川又太郎

義形(花押)

(一枚一六 cm ㊦013121)

2 [明治六年] 一月七日

一筆奉啓上候、甚寒之砌御座候得共

御惣容様益御機嫌克被遊御座、恐悦至極奉存候、右寒中為可奉窺御機嫌、奉捧愚札如斯御座候、御序之砌宜御披露奉願上候、恐惶謹言

一月七日

石川又太郎

義形(花押)

江藤司法卿様

御参政中様

御披露

3 [明治六年] 一月七日

乍恐口上覚

去ル辰年厚蒙御懇命、宜加至極無此上、重畳難有仕合ニ奉存候、^(明治三年)午二月帰宅仕候、去暮より傷寒相煩ひ、今ニ病床ニ罷在、追々全快ニ相成可申候、乍恐為国家、蒼海之二粟実行相建度、昼夜至願罷在候、幕習未除、乍恐概然候事ト奉存候、不快乱筆、多罪々々、百拜

一月七日

石川又太郎

(一枚一六 cm ㊦013123)

4 [明治六年] 四月十七日

謹而奉一書候、時下春光相促候処、御惣容様益御機嫌克被遊御座、恐悦至極ニ奉存候、右御機嫌之程奉窺度、奉捧愚札如斯御座候、御序之砌御披露奉願上候、恐惶百拜

四月十七日

石川又太郎

義形(花押)

江藤司法卿様

御執事様

御披露

(一枚一六 cm ㊦013124)

5 四月十八日

乍恐口上覚

先年厚蒙御懸命、無此上重疊、難有仕合ニ奉存候、私義も御國恩之為犬馬之御用相勤度、蒼海之一粟御恩ヲ奉報度、乍去天性愚鈍之性質二者候得共、壯年ヲ藤田虎之介之門ニ入、教誡も請候間、斯御維新之秋ニ空ク傍看も難忍、四方之風聞、聴諸藩之漂動、真の探索方等之御用向に而も、先御試ミニ御仰付被下置度奉懇願候、一躰

深川様方も可奉願上候處、深川様御宿所不相分候、乍恐奉言上候、先年坂本三郎父赤井巖三之弟子ニも相成候間、私身分ハ坂本三郎いさゝる承知仕候、此段奉願上候、御序之御宜御取結被仰上被下置候様、伏而奉懇願候、恐惶百拜

四月十八日

御執事申様

御披露

石川義形

(一枚一六cm ㊦013125)

編者註

- ① 藤田虎之介は水戸の藤田東湖(一八〇六〜一八五五)。
- ② 深川とは、佐賀藩士で鍋島家家扶の深川亮藏(一八三二〜一九〇二)のことであろう。
- ③ 赤井巖三は高松藩儒の赤井東海(一七七八〜一八六二)。

6 七月二十五日

謹而奉一書候、甚暑之砌、御館様益御機嫌克被遊御座奉恐悦候、

右暑中御機嫌之程奉伺度、奉捧愚毫如斯ニ御座候、御序之御宜御披露奉願上候、恐惶誠惶、百拜

石川又太郎

義形(花押)

江藤様

御執事様

御披露

(一枚一六cm ㊦013126)

7 明治六年一月七日

(包紙表)「東京府虎之御門内

從野州

江藤司法卿様

石川又太郎

參政中様

御披露

(包紙裏)「西一月七日印封 賃濟

至急

(附箋)「麹町七丁目元何都邸御座候由

一月十一日配達人

森 平吉

(一枚目)

栃木縣轄轉所

下野国都賀郡古宿村
栃木駅ヨリ北江二里半

農石川小弥八實父

主税事

石川又太郎

(二枚目)

栃木縣支配所

下野国都賀郡西方郷

古宿村

第一第區ノ小ノ七區

農石川小弥八父

石川又太郎

東京ノ二十五里北、栃木ノ三リ北

(二枚一六cm 江013-27)

一一 石川倫弘書翰

1 七月二十五日

(巻封)「江藤殿下

石川倫弘

侍史御中

拜上」

暑中益御多祥奉欽賀候、隨而光登儀、今明日之中出頭、拜謁可仕旨
願置候由二御坐候得共、昨夜来中暑困臥罷在候二付、出頭仕兼候、

何レ両三中ニハ拜謁可奉願、此段宜御海函奉願上候、以上
七月廿五日

(一枚一九cm 江013-28)

編者註

① 石川倫弘は真宗僧侶の石川舜台(一八四二〜一九三二)。光登は東本願寺第二十一代法主の子で、明治五年九月、石川舜台・松本白華らと渡欧、翌年七月に帰朝して教団機構の整備に尽力した。

一二 伊地知正治書翰

1 [明治五年] 四月二十四日

(巻封)「高崎中議官

伊地知正治

閣下 御親展」

本日所勞二付不參御届申上候、實ハ足痛二付、兩日中參 朝無覺束候間、可然諸先生へ御取成し奉願上候、別紙卒爾之至候得共、是非共今日中正院へ御差出被下度奉願上候、以上

中四月廿四日

(一枚一七cm 江013-29)

編者註

① 伊地知正治(一八二八〜一八八六)は薩摩藩士。明治五年二月に大議官兼教部省御用掛、同年五月に左院副議長。
② 高崎中議官は、薩摩藩士の高崎五六(一八三六〜一八九六)。

明治五年四月九日に中議官兼教部省御用掛。

磯部 始

一三 井関齋右衛門書翰

1 [明治六年] 六月十三日

(巻封) 「江藤新平殿 井関齋右衛門」

今朝申進候印税融通之儀、御評決相成候哉、明朝出立之手都合も有之候二付、御模様御報御申越有之候様いたし度、此段可得御意、如斯御座候

六月十三日

(一枚一八 cm [江013-30])

編者註

① 井関齋右衛門は宇和島藩士の井関盛良(一八三三-一八九〇)。明治元年二月に外国事務局判事、同三月横浜駐在、明治二年四月神奈川県知事を兼ね、同年七月外務大丞、明治三年十月神奈川県知事。

一四 磯部始書翰

1 [明治六年] 四月二十日

(包紙) 「従四位有馬頼成内

従四位頼成より御願申上置候山田武雄一条、近日中御答可被進との御事、頼成にも辱奉存候、然ル処縣地之旧参事共、勤役中之事件二付嘆願之次第有之、出府罷在候処、願之通大蔵省を被 仰付、孰レも近日中帰縣仕候付、武雄義も同様、一旦帰縣家族引纏、再出府之心得二罷在候、乍去御模様次第二ハ引留置可申、毎々御面倒奉恐入候得共、御内慮奉伺度段、頼成申上候也、

四月廿日

(一枚二一 cm [江013-31])

関連史料

① 前出四-1参照。

一五 犬塚謙太郎書翰

1 [明治三年] 二月二十五日

謹呈、春和之候御坐候處、益御昌栄被遊御座珍重奉存候、二二小子先生御供、崎陽罷越療養之處、無面皮次第又々致再發、此節ハ烈敷、醫師方も重々申候得共、最早快方ニ而漸く遊歩共致位、近頃ハ出院、中山宅へ罷在候處、中山氏ニも兵庫縣轉任二付、追々帰郷仕含御坐候、扱不堪語候得共、御けが被成候趣承り、誠に驚人不堪悱憤候、併し御存之通躰ニ而難如何、只悱憤而已候處、先ハ御快之御

様子承り、大慶奉存候、就而ハ此品輕微之至御坐候得共献候間、御
笑留被下候半ハ大慶奉存候、當節ハ御家内御上京、崎陽ニ而得御
面、皆様御莊栄、此又大慶奉存候、萬緒^{（編）}申上度候得共、先ハ荒増
何事も後便可得貴意、先以為御見舞、如斯御坐候、猶期後音之時候

恐惶謹言

二月廿五日

犬塚謙太郎

江藤先生

追啓、村崎氏不斗崎陽中山宅ニ而出會候

(一枚一七 cm) 江013-32)

編者註

① 中山は致遠館で教鞭を執っていた中山嘉源太信彬のことか。

② 「御けが」とは、明治二年十二月二十日、江藤が虎ノ門で兇徒

に襲われた際の負傷をさすのであろう。

2 [明治三年] 正月五日

改年之御吉慶際限不可有御坐、益御莊栄被遊御越年、珍重奉存候、
二二小子無異加年罷在候間、御休意可被成下候、先以年甫之御祝詞
為可申上、如斯御坐候、猶期永陽之時候、恐惶謹言

正月五日

犬塚謙太郎

江藤先生

(一枚一六 cm) 江013-33)

一六 入谷次郎書翰

1 [明治三年] 十二月二日

(巻封)「江藤五位様 三條家人谷次郎」

愈御勇健奉大賀候、然者御面会被成候儀御座候間、明早朝御參殿可
被下候、此段得貴意、如斯御座候、早々以上

十二月二日

(一枚二〇 cm) 江013-34)

一七 岩倉家使書翰

1 [明治六年] 二月

(巻封)「麹町七丁目

江藤司法卿様」

故

正三位薨去之節者為御悔御使被進、深忝被存候、不取敢以使御挨拶
被申入候事

二月

(一枚一六 cm) 江013-35)

岩倉家使

編者註

① 故正三位は明治六年二月十三日に死去した具視の父岩倉具慶。

2 二十五日

(巻封)「江藤中将様

岩倉家

判紙不能

侍史

今夕御入来之様御申越、則申入候處、夕景方無據来客有之候二付、明廿六日夕剋より御出被下候様仕度被申付、昨日之御答迄、如此候也、

廿五日

(一枚一八cm 江01336)

3 (明治四年) 十一月二日

(巻封)「江藤副議長様

岩倉

家令

御侍史

尊翰拝誦仕候、然者御篋之内鳥六ツ御進呈之趣、委細奉拝承候、只今外国人来客中二付、追而可及披露候、右御請申上度、如此御座候、已上

十一月二日

(一枚一八cm 江01337)

4 二月十四日

(巻封)「江東新平様

巖倉家

坐右

執事

昨日拝承、御處勞之旨如何御坐候哉、御尋申入候様被申付候、未た乍内々、主人俄ニ上京被致候儀も有之候間、是非今日中御面會被致度、乍御足勞御出被下候様可申上旨被申付、如斯候、早々二月十四日

5 (明治三年) 八月十六日

(包紙)「江藤中辨殿 具視」

(巻封)「江藤中辨様

巖倉家

執事

今日者御光臨被下候儀、御苦勞被存候、扱濱殿之筈申上置候處、更ニ新銭坐紀州邸ニ取極置候間、右申上置候様被申付、如此候也、尤午後三字頃ヨリ御入来被下候事

八月十六日

(一枚一六cm 江01339)

編者註

① 濱殿は幕末に海軍奉行の所轄。維新後、外務省の所轄となり、明治二年九月には宮内省浜離宮と称するようになった。同三年五月、石室を延遠館と命名した。

一八 岩倉具視書翰

1 [明治四年] 五月十日

今朝来書之處、參朝中延引御断申入候、来示官位相當表其外草案合而七紙、令返上候、何分宜敷御頼申入候、早々以上

五十

具視

江藤殿

尚々、廿三日比ニハ必、長知事・大久保・木戸ニモ各出頭之旨ニ候間、精々早く御清書置可給候、出来次第尚又條公同席、始終懇ニ承り置度存候、早々也

(一枚一六cm 江013140)

2 [明治四年] 二月二十五日

(巻封)「江藤殿 具視」

前文可被免候、然ハ明後廿七日朝於禁中ニ貴所後藤御出會可申様御約束申置候得共、少し都合モ有之、可相成ハ明廿六日午後四字ヨリ條公邸へ御兩人同時御出被下候半、

重畳ニ付、乍御面倒此段後藤方へ御掛合之上、今夕明朝之内御答給度候、自然御差支も有之候へハ、前條御約束申上候通、明後朝八字迄ニ於

二月廿五日

(一枚一六cm 江013141)

3 [明治三年] 四月二十三日

(封筒)「中辦江藤殿 大納言岩倉具視」

前略

過日者撤夜^極迄被成、折角御盡力御取調物御持參之處、折悪敷時邪感冒、意外之失敬無申條候、就而ハ所勞も先々日邊ニ付、乍御苦勞明廿四日八字ヨリ御出被下度候、宮中御用如何不存候得とも、御遅參御理ニ而是非御出被下度候、此段御頼入度、早々、如此候也

四月二十三日

具視

中辦江藤殿

(一枚一六cm 江013142)

4 [明治三年] 六月六日

(巻封)「江藤中辦殿 具視」

内啓

昨日者御苦勞、其御御頼申入候元來之御趣意、宇内形勢一變、所詮從前ノ姿ニテハ

皇威海外ノ並立ノト被仰候而モ萬々ナラサル訳々、四藩奉還隨而郡縣論兎ニ角ニ力ヲ一ニシ以テ各國ヘ向ワセラレ、次第日本全國ノ人力ニ食ムヲ不知、座シテ大録ヲ世々ニシ自ラ足レリトスル所、人才教育ノ上ニモ害有テ益ナキ始終、すへ而分明ニ一書ニ御認め、人々振而 皇國ヲ起スノ旨趣ニ引導候様、足下力ヲ極テ御書取給リ度存候、殊ニ急々御認め被下度存候事ニ候、尚亦昨日談シ之通、公卿之所も私ニ不相成様家録取極メ、序ニ公家諸官人ニも人々此國ヲシテ富強ノ國タラシメ、外悔ヲ不受ニ不置ンハ男子ニ非スト云フ様ニ振ひ候様有之度、亦ハ 至尊今日ニ御復古被遊候得とも、前後御回顧被為在候ヘハ、真ニ此御代にして維新ノ御基礎不被為立候而ハ、却而御不孝之筋ニも被為當候事ニ付、今日ノ所人々薪ニフシ膽ヲナメルノ所存ニナクテハ不相濟逆、思召ニ而出ルニ而もよろしく、此次第八厚ク御勤弁頼存候、尤是迄被 仰出候御誓文始メ大綱目モ御調ヘニテ御配慮被下度存候、仍草々、如此候也

六月六日

(一枚一九 cm 江013-43)

5 〔明治三年〕六月九日

(卷封) 〔江東中辦殿 具視

内啓

前略、兼而御内談申入候件々、偏ニ御尽力、片時も早く御書立被下度御頼申入候、右ニ付此一紙至極見所之有之様存候間、御参考之ため入御一覽ニ候、仍草々、如此候也

六月九日

具視

江東中辦殿

山口中弁殿

尚々、何分當分ノ所御兩所限り御勤弁御認め可給、必外江ハ御内々御頼申入候也

(一枚一九 cm 江013-44)

編者註

① 山口中弁は、佐賀藩士の山口尚芳(一八三九〜一八九四)。中弁に任じられたのは明治三年三月。明治四年八月に外務少輔。

6 〔明治三年〕六月十日

(卷封) 〔江藤中辦殿 具視

今朝來狀忝存候、昨日罷其人御出會之事、小生ニも重疊と存候所、此比帰國、十四五日相立候ハ、帰來之筈ニ候間、其上速ニ御出會可給候、將亦過日来足下御頼申入候大綱ノ所、一通り書取之事御世話敷申入候得共、何卒今明日中ニハ御清書出来候様御頼申入度、明日夕方ニ而も□來臨、一紙御持参被下候ハ、重疊忝存候、仍草々、如此候也

六月十日

(一枚二〇 cm 江013-45)

7 〔明治四年〕八月九日

〔封筒〕「江藤殿 岩倉外務卿」

玉章一見、御用繁中被掛御心頭、御頼申入置候一事、懇々来示深忝
 存候、段々御談し申度事件有之、既ニ御苦勞申乞候半と存居候折柄
 二候、然處、一省中改革明十日十一日等ニ一切落着之事ニ決申候
 間、右後ニ御苦勞申入候間、兼而宜御頼申入候、仍早々御報迄、如
 此候也

八月九日

具視

江藤殿

(一枚一七cm 江013-46)